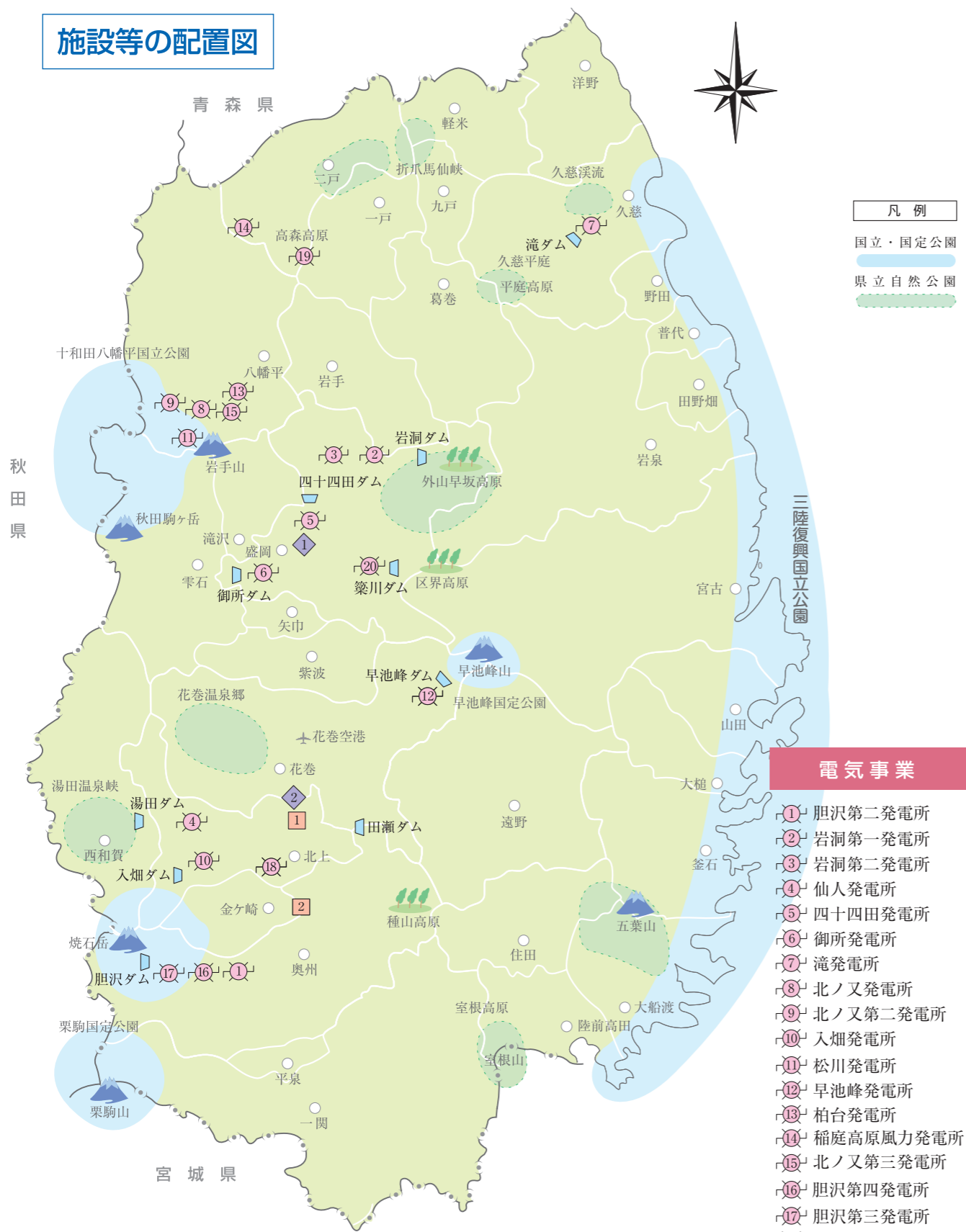


企業局の紹介

施設等の配置図

施設等の配置図



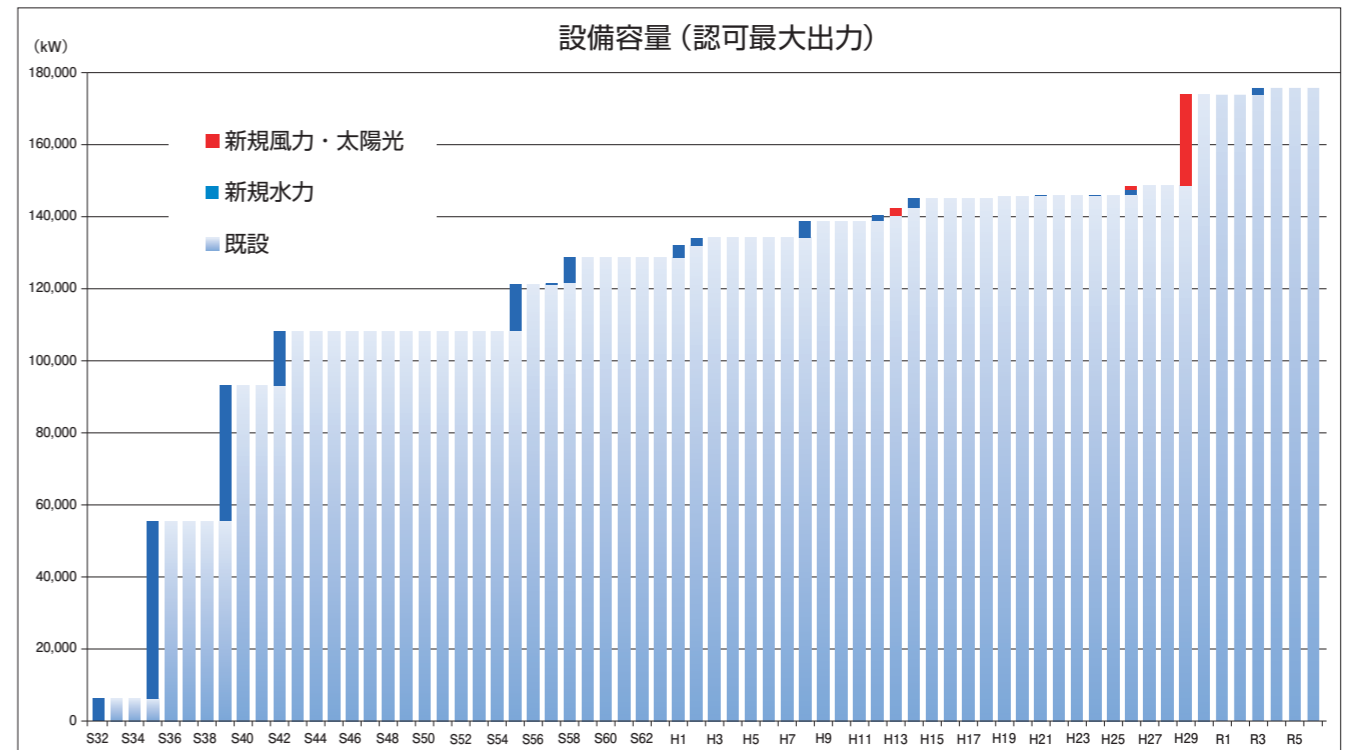
電気事業

電気事業のあらまし

岩手県の電気事業は胆沢川総合かんがい事業の一環として、昭和32年に胆沢第二発電所を運転開始したことに始まり、以来60余年にわたり水力、風力、太陽光などの再生可能エネルギーを利用した発電所の建設に取り組み、現在20か所の発電所を運転しています。全発電所の最大出力は175,770キロワットで全国公営電気事業者の中でも有数の規模となっています。

しかしながら、岩手県内の消費電力の大半は他県から供給を受けており、そのエネルギーの大部分を海外に依存していることや、エネルギー利用に伴う地球温暖化問題などから、クリーンで無尽蔵な純国産のエネルギーである水力、風力、太陽光等の開発が大いに期待されています。

このような中、電力自給率の向上及び脱炭素社会実現に貢献するため、岩手県が自ら率先して地域の再生可能エネルギー導入に取り組んでおり、令和3年7月に県営20番目の発電所として築川発電所が運転を開始しました。



電気事業法上の位置付け

岩手県は、昭和32年の胆沢第二発電所運転開始以降、電力会社に電気を供給する卸電気事業者として、一貫して水力発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入を進めてきました。

電気事業法改正によって、法律上の位置付けは「みなし卸電気事業者(H7～)」、「卸供給事業者(H22～)」、「発電事業者(H27～)」と変わってきましたが、これまでと変わらず、再生可能エネルギーの安定供給を通じて県内経済の発展や民生の安定に寄与していきます。

